

## ■よくある質問一覧〔住民税関係〕

No	質問	回答
1	「住民税」とは何ですか？	住民税とは、前年分所得に対しお住まいの市区町村が課税する地方税です。 初めて就職するなど前年の課税対象所得がない場合、住民税はかかりません。 入庁前年の1～12月の課税対象所得で計算された住民税は、入庁年6月より納税の時期を迎えます。 詳しくはお住いの市区町村のホームページでご確認ください。
2	「特別徴収」とは何ですか？	住民税を給与支払者(大阪府)が納税義務者(職員)に代わり、毎月の給与から控除して市区町村へ納めることを「特別徴収」といいます。
3	大阪府が初めての就職先ですが、「住民税特別徴収関係調査票」の提出は必要ですか？	入庁年3月分まで住民税を特別徴収されていた方が対象ですので不要です。
4	勤務先のPCのセキュリティ上、「住民税特別徴収関係調査票」をメールで提出することができません。調査票はメールで提出以外の方法でも受け付けてもらえますか？	勤務先の住民税担当者の方から当課へできる限りメールでご提出ください。どうしてもメールで送信できない場合は勤務先の住民税担当者の方から総務サービス課へご相談ください。 なお、入庁年度分の住民税については、「住民税の普通徴収から特別徴収への切替依頼書」と、市町村から送付された納税通知書・納付書一式(原本)を提出することで特別徴収に切り替えることは可能です。 詳しくは、入庁後に「4月1日採用職員の手続案内」を確認してください。
5	現在、納付書で住民税を納付(普通徴収)しています。その場合も、「住民税特別徴収関係調査票」の提出が必要ですか？	入庁年3月分まで住民税を特別徴収されていた方が対象ですので不要です。
6	現在、納付書で住民税を納付(普通徴収)しています。4月分給与から特別徴収をしてもらうことはできますか？	入庁前年度分普通徴収の住民税の特別徴収への切替は行いませんので、課税市区町村から送られてくる納付書でお支払いください。
7	入庁年3月まで在籍予定の勤務先でアルバイトとして働いています。正社員ではありませんが、「住民税特別徴収関係調査票」の提出が必要ですか？	入庁年3月分まで勤務先で住民税を特別徴収されている場合は、「住民税特別徴収関係調査票」を勤務先からご提出いただくことで、4月以降も継続して特別徴収することが可能です。
8	勤務先の住民税担当者ではなく、自分で「住民税特別徴収関係調査票」の記載、提出を行ってもよいですか？	住民税の特別徴収を継続するにあたり、前勤務先より課税市区町村に特別徴収に係る異動届を提出してもらう必要があるため、前勤務先の担当者以外からの提出はお断りしています。